

様式第 7 の 3

提出年月日（認定申請基準日以降の日付）を記載
※提出期間は 10 月 15 日～1 月 15 日迄（土日祝日の場合翌開庁日、当日消印有効）

第一種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書

東京都知事

※都に本店登記のある企業は東京都知事宛に提出

令和 7 年 11 月 15 日

東京都知事 殿

郵便番号 163-80XX

会社所在地 東京都新宿区西新宿

X 丁目 X 番 X 号

会社名 株式会社 東京都産労

電話番号 03-5320-XXXX

代表者の氏名 代表取締役

東京 後継

現在の代表者

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項第 11 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特例承継計画の確認について

施行規則第 17 条第 1 項 第 1 号の確認（施行規則 第 18 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場 合には変更後の確認）に 係る確認事項	確認の有無		<p>☑有 □無（本申請と併せて提出）</p> <p>令和 6 年 10 月 30 日 (6 産労支計第 X 号)</p> <p>特例承継計画確 認書の文書番 号。 番号のみは不 可。</p>
	「有」 の場合	確認の年月日及び番号	
		特例代表者の氏名	
		特例後継者の氏名	

2 贈与者及び第一種特例経営承継受贈者について

贈与の日	令和 7 年 3 月 1 日
第一種特例贈与認定申請基準日	令和 7 年 10 月 15 日

贈与の日が

10 月 15 日以前：10 月 15 日

10 月 16 日以後：贈与の日

① 贈与の日の直前の事業年度

② 第一種特例贈与認定申請基準日の翌日の直前の事業年度

※①と②が同一の事業年度とならず、2事業年度となることがあります。

例年3月15日。令和8年の税申告期限は土日

祝日なので翌開庁日の3月16日が申告期限

	贈与税申告期限	令和8年3月16日	
	第一種特例贈与認定申請基準事業年度	令和5年4月1日から 令和6年4月1日から	令和6年3月31日まで 令和7年3月31日まで
総株主等	贈与の直前 ※贈与の日の前日	(a)	10,000 個
議決権数	贈与の時 ※贈与の日	(b)	10,000 個
贈与者	氏名	東京 先代	
	贈与の時の住所 ※贈与の日	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	
	贈与の時の代表者への就任の有無 ※贈与の日	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※有の場合申請不可	
	贈与の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※すでに贈与者が事業承継税制の適用に係る贈与をしたことがあるかどうか ※有の場合申請不可	
	代表者であった時期	平成元年4月1日から 令和7年1月31日	
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)	平成元年4月1日から 令和7年1月31日 ※先代経営者（贈与者）が ① 代表者であった ② 同族関係者と合わせると総議決権過半数を占めていた ③ 同族関係者（受贈者である後継者を除く）の中で最も多く議決権を有していた ①～③の全ての条件を満たしていた時期	
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c)	10,000 個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(d)+(e)	9,555 個 ((d)+(e)) / (c) 95.5%
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(d)	7,000 個 (d) / (c) 70.0%
	(*)の時期 氏名（会社名） 住所（会社所在地）	保有議決権数及びその	

小数点二
桁以下は
切捨て

複数人いる場合は欄を追加。
同族関係者株主が複数人の場合、(別紙参照)と記載し、別紙一覧表添付でも可。

右欄は第一種特例 経営承継 受贈者が 一人の場合に記入	における 同族関係 者			割合
		東京 後継	東京都新宿区西新宿 Y丁目Y番Y号	(e) 1,000 個 (e)/(c) 10.0%
	東京産労ホールディングス (株)	東京都新宿区西新宿 X丁目X番X号	(e) 1,555 個 (e)/(c) 15.5%	
		贈与の直前における同族関係者との保有議決権数の 合計及びその割合	(f)+(g) 9,555 個 ((f)+(g))/(a) 95.5%	
	贈与の直前における保有議決権数及びその割合 ※贈与の日の前日			(f) 7,000 個 (f)/(a) 70.0%
	贈与の直前 における同 族関係者 ※贈与の日 の前日	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその 割合
		東京 後継	東京都新宿区西新 宿 Y丁目 Y番 Y号	(g) 1,000 個 (g)/(a) 10.0%
		東京産労ホール ディングス(株)	東京都新宿区西新 宿 X丁目 X番 X号	(g) 1,555 個 (g)/(a) 15.5%
	贈与の直前において贈与者が有していた株式等(議決 権に制限のないものに限る。)の数又は金額			7,000 株(円)
	贈与者が贈与をした株式等(議決権の制限のないもの に限る。)の数又は金額			7,000 株(円)
右欄は第 二種特例 経営承継 受贈者が 二人又は 三人の場合に記入	(*2)から(*3)を控除した残数又は残額			(i)-(j) 5,667 株(円)
	贈与の直前の発行済株式又は出資(議決権の制限の ない株式等に限る。)の総数又は総額(*1)			(h) 10,000 株(円)
	(*1)の 3 分の 2(*2)			(i)=(h)×2/3 6,667 株(円) ※ここの数値は小数点 切上げ
	贈与の直前において第一種特例経営承継受贈者が 有していた株式等の数又は金額(*3)			(j) 1,000 株(円)
	贈与の時において贈与者が有していた株式等(議決権 に制限のないものに限る。)の数又は金額			株(円)

下記(i)と(j)
を先に記入
してから計
算

第一種特例経営承継受贈者	氏名	東京 後継		
	住所	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号		
	贈与の日における年齢 ※10月15日以前の贈与の場合は認定申請基準日 時点でないことに注意	45歳		
	贈与の時における贈与者との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外		
	贈与の時における代表者への就任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合申請不可		
	贈与の直前における役員への就任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合申請不可		
	贈与の時における過去の法第12条第1項の認定 (施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。)に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限る。)に係る相続若しくは遺贈の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※受贈者がすでに事業承継税制を利用したことがあるかどうか ※有の場合申請不可		
	贈与の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(k)+(l)+(m) 9,555 個 ((k)+(l)+(m))/(b) 95.5%		
	保有議決権数及びその割合	(k) 直前 (k)/(a) 1,000 個 10.0%	贈与者から 贈与により 取得した数 (*4)	(l) 7,000 個
	(*4)のうち租税特別措置法第70条の5第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)	7,000 個 ※猶予を受けようとする株式の数		
	(*5)のうち第一種特例贈与認定申請基準日までに譲渡した数	0 個 ※譲渡したものがある場合申請不可		

	贈与の時に おける同族 関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び その割合
		東京産労ホール ディングス㈱	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	(m) 1,555 個 (m)/(b) 15.5%

同族関係者に法人が含まれる場合は、以下の書類の添付が必要

- ①贈与者が代表者であった時、②贈与の直前、③贈与の時、④贈与認定申請基準日の同族関係者に該当する法人の株主名簿(持分会社は定款)の写し

※申請会社が認定申請日付で原本証明

- 贈与の前後の記載のある同族関係者に該当する法人の登記事項証明書
- 同族関係者に該当する法人の議決権を有する経営承継受贈者の親族の戸籍謄本等

3 贈与者が第一種特例経営承継受贈者へ第一種特例認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る 株式等の贈与 が該当する贈 与の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再贈与				
	氏名	認定日	左記認定番 号	左記認定 を受けた 株式数	
第一種特例贈与認定中小 企業者の認定贈与株式を 法第 12 条第 1 項の認定に 係る受贈をした者に、贈 与をした者（当該贈与を した者が複数ある場合に は、贈与した順にすべて を記載する。）					<p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">贈与の類型が再贈与 に該当する場合、記載 が必要</p>

4 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*6)の発行の有無 ※拒否権付株式（いわゆる黄金株）のこと	有□ 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
(*6)を発行している場合にはその保有者は後継者以外が有している場合申請不可	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

例：事業実態要件を満たしている場合

(別紙 1)

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容		アルミ製品製造業 ※この欄は記入必須		
資本金の額又は出資の総額		50,000,000 円 ※この欄は記入必須		
認定申請基準事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表 ※この欄は記入必須				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又		(1)	(12)

「事業実態要件」（以下の①～③の3つ要件すべて）を満たしている場合、

「内容」、「利用状況」、「帳簿価額」、「運用収入」及び（1）～（30）の欄の記入は不要

①贈与の時において従業員（経営承継受贈者と生計を一にする親族を除く）が5人以上

②贈与の時において従業員が勤務するための物件を所有、又は賃借している

③贈与の日まで引き続いて3年以上にわたりイ～ハのいずれかの業務をしている

イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるもの。）

※資産の貸付けの相手方が「経営承継受贈者である場合」や「その同族関係者である場合」は非該当

ロ 商品販売等を行うために必要となる資産（上記②の事務所等を除く）の所有又は賃借をしている

ハ 上記イ及びロの業務に類するもの

	もの			円	円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他 の施設の利用に 関する権利	事業の用に供するこ とを目的として有す るもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供するこ とを目的としないで 有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工 芸品その他の有 形の文化的所産 である動産、貴 金属及び宝石	事業の用に供するこ とを目的として有す るもの			(8) 円	(19) 円

	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等(施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額		(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円
資産の帳簿価額の総額		(24) 円	総収入金額	(26) 円
認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間 (贈与の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等 損金不算入となる給与	(27) (28)	円 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に 合	(30)=(25)/(26) ※損益計算書の売上の金額 %	%
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)			XXX,XXX,XXX 円 ※この欄は記入必須	

やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年　月　日
その事由	
解消見込時期	年　月頃

(別紙 1)

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容		アルミ製品製造業 ※この欄は記入必須		
資本金の額又は出資の総額		50,000,000 円 ※この欄は記入必須		
認定申請基準事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表 ※この欄は記入必須				
種別		利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（ ^{持分の比率} く。）	特例贈与認定申請基準事業年度が2事業年度となる場合は、各事業年度について（別紙1）が必要	(1)	(12)
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*7)		(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの		(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの		(8) 円	(19) 円

	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等(施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額		(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円
資産の帳簿価額の総額		(24) 円	総収入金額	(26) 円
認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間 (贈与の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等 損金不算入となる給与	(27) (28)	円 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金 ※損益計算書の売上の金額	(30)=(25)/(26) 合	%
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)			XXX,XXX,YYY 円 ※この欄は記入必須	

やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年　月　日
その事由	
解消見込時期	年　月頃

例：事業実態要件を満たしていない場合

(別紙 1)

特例贈与認定申請基準事業年度が2事業年度となる場合等について
合は、各事業年度について（別紙1）が必要

主たる事務所の所在地	アルミ製品製造業			
資本金の額又は資本の総額	50,000,000 円			
認定申請基準事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*7)を除く。)	東京産労販売株 100 株	(1) 1,000,000 円	(12) 0 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*7)	—	(2)	(13)
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A 社株式 1,000 株 B 社投資信託	(3) 1,000,000 円 500,000 円	(14) 80,000 円 40,000 円
不動産	現に自ら使用しているもの	新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号の土地 同上の建物	本社 500,000,000 円 10,000,000 円	(15) 0 円
	現に自ら使用していないものの	練馬区練馬 X 丁目 Y 番 Z 号の土地 同上の建物	賃貸用物 件 100,000,000 円 5,000,000 円	(16) 2,000,000 円
ゴルフ場その他の施設の利用に	事業の用に供することを目		(6)	(17)

に関する権利	的として有するもの				
	事業の用に供することを目的としないで有するもの	A ゴルフク ラブ会員権	投資目的	(7) 3,000,000 円	(18) 0 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9)	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 500,000 円 200,000,000 円 10,000,000 円 5,000,000 円	(21) 0 円 0 円 500,000 円 0 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) AA,AAA,AAA 円		特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) BB, BBB, BBB 円	

※貸借対照表の資産の部の合計額

- ①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額。
- ②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額（直接原価方式）

※損益計算書の「売上高+営業外収益+特別利益」の合計額

※期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益の額を売却額（対価）に直してから金額を加算し総収入額を計算。また、売却額がわかる資料を要添付。

資産の帳簿価額の総額	(24) YYY,YYY,YYY 円	総収入額	(26) ZZZ,ZZZ,ZZZ 円
認定申請基準事業年度終了の日以前の 5 年間 (贈与の日前の期間を除く。) に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等 (27)	円
		損金不算入となる 給与 (28)	円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) 40.0%	特定資産の運用収入の合計額が総収入額に占める割合	(30)=(25)/(26) 2.0%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		XXX,XXX,YYY 円	

やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	
その事由	
解消見込時期	

(29) が 70%以上もしくは (30) が 75%以上であり、やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合は記入が必要です（事由に該当する旨を証する書類添付）。事由に係る説明は「中小企業庁マニュアル第 7 章用語・定義の 10. 資産運用型会社（P10）」をご覧ください。

(別紙 2)

認定中小企業者の常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1 認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数	贈与の時 (a)+(b)+(c)-(d)	10 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	10 人
※70歳未満の従業員数 ・日本年金機構が発行する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額（×賞与額）決定通知書」の写し及び「（同）改定通知書」の写しを添付		
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b)	1 人
※70歳以上 75歳未満の従業員数 ・健康保険組合（協会けんぽの場合は日本年金機構）が発行する「健康保険の標準報酬月額（×賞与額）決定通知書」の写し及び「（同）改定通知書」の写しを添付 ・×「厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」		
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	1 人
※75歳以上の従業員数 ・雇用期間2ヶ月（贈与の日を含む）を超える雇用契約書及び給与明細書の写し（贈与の日を含む3か月分）を添付 ・上記書類に年齢の記載がない場合、年齢がわかる書類も添付		
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	2 人

【従業員数に係る留意事項】

- ・「中小企業庁マニュアル第一種特例贈与認定中小企業者の認定申請書類 P5—P7」をご確認ください。
- ・他の従業員と比べ月の労働時間が4分の3に満たない短時間労働者は人数から除く。
- ・標準報酬月額決定通知書の代わりに、被保険者縦覧照会回答票（贈与日後に取得のもの）の添付でも可。
- ・贈与日からみて直前に通知を受けた標準報酬月額決定通知書（資格取得通知及び資格喪失通知）の写しを添付。
- ・使用人兼務役員は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」（兼務役員確認済の印がない場合、贈与の日を含む3か月間の雇用保険支払い状況が確認できる給与明細3か月分も）を添付。

<特別子会社>

申請会社とその代表者及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社

<特定特別子会社>

特別子会社のうち、申請会社とその代表者及び代表者と生計を一（同住所に住んでいる等）にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社

2 贈与の時以後における認定中小企業者の特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	東京産労ホールディングス（株）		
会社所在地	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号		
主たる事業内容	アルミ製品小売業		
資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円		
常時使用する従業員の数	5 人		
総株主等議決権数	(a)	1,000 個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	東京 後継	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号	(b) 300 個 (b)/(a) 30.0%
	東京 三代	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号	(b) 100 個 (b)/(a) 10.0%
	東京 先代	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%
	株式会社 東京都産労	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	(b) 100 個 (b)/(a) 10.0%
	同族出 内人	東京都千代田区大手町 X 丁目 Y 番 Z 号	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%

※上記の場合、

「株式会社 東京都産労」（申請会社）、「東京 後継」（代表者（経営承継受贈者））、「東京 三代」（同族関係者）と「東京 先代」（同族関係者）で総議決権の過半数（記載例の場合、70%）を有しているため、特別子会社該当。

「株式会社 東京都産労」（申請会社）、「東京 後継」（代表者（経営承継受贈者））及び代表者と生計を一にする「東京 三代」（同族関係者）の議決権数の合計が過半数に達していない（記載例の場合、50%）ため、特定特別子会社非該当。